

令和5・6年度からの建設工事入札参加資格格付基準について（お知らせ）

三豊市では、指名競争入札時における指名基準の透明性を図るとともに、各事業者の施工実績や技術力を重視した格付を行うことで、建設工事の品質ほか事業者間による競争性・公平性等の向上を目的として、下記のとおり「三豊市指名業者選定基準」を定め令和5・6年度の入札参加資格申請時より運用していますが、令和6年度も同基準の運用を継続します。

1. 三豊市指名業者選定基準（6業種に限る）

競争入札の指名（土木・建築・舗装・電気・管・解体工事に限る。）は、本市が別に定める三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準（以下「格付基準」と言う。）の総合評点区分を満たし、かつ、次の「選定基準」を満たすランク（等級）に格付された事業者を対象とします。

工事の種類	等級	選定基準	
		平均完成工事高	技術職員数又は専門性
土木一式工事 建築一式工事	A	5,000万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1級技術職員2人以上かつ、1級又は2級技術職員（基幹技術職員含む）2人以上
	B	3,000万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1級技術職員1人以上又は2級技術職員2人以上
	C	500万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1級又は2級技術職員1人以上
舗装工事	A・B	700万円以上	※専門性（舗装用専門機械の所有） ①アスファルトフィニッシャー ②タイヤローラー ③ロードローラー (マカダム又は、コンバイン又は、タンDEMローラー) ※上記①②③の3種を自社所有（長期リース可）していること ※長期リースとは、特定の機械につき1年以上のリース契約をしているもので、自社車庫で維持管理（ローラーについては特定自主検査等）を行い常時使用可能な状態にあるものとします。よって、レンタル会社とのスポット契約（レンタル会社と必要時にレンタルできる旨の契約）は、不可とします。 なお、申請された機械は必要に応じて現地調査を実施します。
電気工事 管工事	A・B	700万円以上	※専門性 専業率10%以上（経営事項審査に基づく） ・電気又は管の完成工事高÷全体完成工事高
	C	300万円以上	
解体工事	A・B	500万円以上	

【注意事項】

(1) 平均完成工事高が下記基準を満たさない業種は、入札参加資格の申請ができません。

※ 土木・建築一式工事	平均完成工事高 500万円以上	※経営事項審査（総合評定値通知書）に基づく
※ 舗装工事	平均完成工事高 700万円以上	
※ 電気・管工事	平均完成工事高 300万円以上	
※ 解体工事	平均完成工事高 500万円以上	

(2) 格付基準による総合点数がAランクでも当該選定基準要件を満たしていなければ、要件を満たす直近下位の等級に格付けするものとします。ただし、「技術職員数又は専門性」要件は、三豊市内に本社を有する事業者の方（舗装工事については市内営業所を含む）を対象とします。

2. 運用時期（適用開始）

令和5・6年度の格付（競争入札参加資格申請）より運用しています。